

取引先各位

株式会社益製作所

〒783-0064
高知県南国市宍崎308番地
TEL 088-862-2220
FAX 088-862-2832
代表 info@masuseisakusyo.com
経理 keiri@masuseisakusyo.com

代金支払い方法、納品書・請求書の送付について

拝啓、貴社益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを頂き、厚くお礼申し上げます。
現在、代金のお支払方法は**銀行振込のみ**となっております。
ただし、特別に当社の電子手形取引要件を全て満たした場合は、電子手形でも対応させていただきます。

ご注文時には、必ず下記項目を記載の上(様式:20240301-1)、当書面を注文書と一緒に送り返すか、
御社仕様の注文書に下記項目の相当内容を必ず記載して下さい。

当社見積書No.			
御社注文書番号(注番)			
支払方法	締	日	<input checked="" type="checkbox"/> 銀行振込
合計金額(消費税抜き)	¥	電子手形(手形サイト	日) 払い
御社名(支店・営業所)			
御社住所	〒 -		
御社電話番号・FAX	電話	FAX	
御社担当者名(部署名・役職名・氏名)			
御社連絡先(メールアドレス)			

<振込手数料ご負担のお願い>

2023年10月より適格請求書等保存方式(インボイス制度)が施行され、当社では制度対応に伴う業務の効率化を図るため、振込手数料の取り扱いを見直すことになりました。
つきましては、ご入金の際に発生する手数料に関しましては、貴社にてご負担いただきますようご協力をお願い致します。

<改正電子帳簿保存法に対応するべく下記事項をご確認下さい>

納品書・請求書の送付につきましては、メールでの送信のみとさせていただきます。
※製品発送後に納品書を送付。御社締日までに(見積書に記載)請求書を送付。
当社がメールにて請求書を送信した日時を以って御社へ請求したものとさせていただきます。
お取引先の要請により、上記以外の特別な手続きを行ってきた場合が御座いますが、原則廃止とさせていただきます。

<納品書・請求書の送り先メールアドレス等>	
御社名(支店・営業所)	
御社経理担当者名	
御社理担当者連絡先(メールアドレス)	

電子手形取引要件について

お支払方法を電子手形にて希望される場合は、下記の電子手形取引要件をご確認下さい。

- ①前年度および前々年度において年間取引600万円以上の取引があること。
- ②公正取引委員会および中小企業庁の要請により手形サイトは60日以内とする。
※当社が移行措置とした場合のみ、90日以内を認める場合が御座います。次回取引分から60日以内となります。
- ③当社が了承した場合

上記の①②③の全ての要件を満たしている場合は、電子手形取引が可能と致します。
なお、要件を満たしていない場合であっても「当社が特別に了承した場合」は、今期のみ電子手形取引が可能とする場合が御座います。

上記に関わらず以下の④⑤によって電子手形取引が認められない場合が御座います。

その場合は、銀行振込にてお支払いをお願いします。

※見積書内またはご注文後、7営業日以内にお知らせ致します。

- ④当社の手形割引枠の上限による調整が必要と思われる場合
- ⑤締め日の請求金額の合計(税込)が900万円を越える場合

※2024年3月1日ご注文分から適用させていただきます。

上記について理解致しました。

年 月 日

御社名(支店・営業所)	
御社担当者名(部署名・役職名・氏名)	
御社連絡先(メールアドレス)	

様式:20240301-2

電子手形取引をご希望される場合は、当書面をメールにて当社にお送り下さい(様式:20240301-2)。